

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告示

- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件二件 四九七
- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があつた件 四九八
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件 四九九
- 指定漁船を普通損害保険に付すべきことについて同意があつた件 四九九
- 保安林の指定施業要件を変更する件 四九九
- 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 五〇〇
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 五〇〇

告示

福島県告示第七百六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和七年十月二十八日から令和八年二月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十月二十八日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
福島県知事 内堀雅雄
- 二 変更した事項
ヤマダデンキアウトレット郡山店 福島県郡山市香久池二丁目二百六十七番一

- 1 大規模小売店舗の名称
（変更前）ドッポ郡山店
（変更後）ヤマダデンキアウトレット郡山店
- 2 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
（変更前）上野 清一
（変更後）星 勇一郎
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
（変更前）株式会社ドッポ
代表取締役 菅井 元康
福島県郡山市並木三丁目五番十号 並木ビル二階
（変更後）株式会社ヤマダデンキ
代表取締役 佐野 財丈
群馬県高崎市栄町一番一号
- 三 変更した年月日
1及び3 平成二十七年五月二十二日
2 令和五年七月二十六日
- 四 届出年月日
令和七年十月十四日
- 五 届出をした者
マルト不動産株式会社
（商業まちづくり課）

福島県告示第七百七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和七年十月二十八日から令和八年二月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十月二十八日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
福島県知事 内堀雅雄
- 二 変更した事項
1 大規模小売店舗の名称
（変更前）ヤマダデンキアウトレット郡山店
（変更後）ジャパンミート郡山店
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
（変更前）株式会社ヤマダデンキ
代表取締役 佐野 財丈

(変更後) 群馬県高崎市栄町一番一号
株式会社ジャパンミート

代表取締役 坂本 智幸

茨城県土浦市鉦町二丁目三番三十号

三 変更した年月日

令和七年十月三日

四 届出年月日

令和七年十月十四日

五 届出をした者

マルト不動産株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和七年十月二十八日から令和八年二月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャパンミート郡山店 福島県郡山市香久池二丁目二百六十七番一

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 千五百七十三平方メートル

(変更後) 二千七百十二平方メートル

2 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) (一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 百九十八台

(変更後) (一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 百四十台

3 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) (一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 三十五台

(変更後) (一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 七十七台

4 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) (一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 面積 四十七平方メートル

(変更後) (一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 面積 三十五平方メートル

5 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 二十四時間

(変更後) 開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後九時

6 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 二十四時間

(変更後) 午前八時三十分から午後九時三十分まで

7 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) (一) 数 五箇所

(二) 位置 別紙図面のとおり

(変更後) (一) 数 二箇所

(二) 位置 別紙図面のとおり

三 変更しようとする年月日

令和八年六月十五日

四 届出年月日

令和七年十月十四日

五 届出をした者

マルト不動産株式会社

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年十月二十八日から同年十一月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ヨークベニマル原町西店 福島県南相馬市原町区南町四丁目七番地一ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。第八条第四

項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年十月二十八日から同年十一月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

F A t o w n 会津若松店 福島県会津若松市門田町大字黒岩大坪二十一番地ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百十一号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百十二条第一項の規定により、沼之内加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことについて同意があった。

令和七年十月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

(水産課)

福島県告示第七百十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

二 いわき市好間工業団地一の二
保安林として指定された目的

三 公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

二 いわき市四倉町上仁井田字東山一の一
保安林として指定された目的
潮害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市四倉町上仁井田字東山一三四の八から一三四の一まで、一三四の一四、一三四の一五

二 保安林として指定された目的
潮害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市四倉町下仁井田字須賀向三〇の四、三〇の一〇から三〇の一三まで、三〇の二九から三〇の四〇まで、三〇の四四から三〇の五一まで、三〇の五七から三〇の六三まで

二 保安林として指定された目的
潮害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第七百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を矢祭町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和七年十月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

本多芳次 石井熊太郎 石井勝治 石井千代松 石井勇四郎 鈴木勲 鈴木實 鈴木榮

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（令和七年福島県告示第六百十一号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第七百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和七年十月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

星ヒトシ 星ミチ 星浩 星佐和次 星守人 星邦男 星利夫 橘喜八 橘久弥 橘長一郎 星要 中山文作 平野勝 平野藤三郎 星於鹿 星久太 星久太 星光磨 星次男 星仁平 阿久津明 河原田惣一 河原田寅市 五十嵐正吉 菅家堅二 菅家昭平 星大和 大宅惣一郎 馬場弥平 鹿島神社 平野カメ 平野愛三郎 平野孝一 平野幸七 平野清次 平野智芳 平野美雄 平野廣次 平野廣次 目黒清佐 馬

場吉三郎 馬場熊ヲ 大宅英子 馬場弘道

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和七年農林水産省告示第千三百六十六号）によること。

（森林保全課）